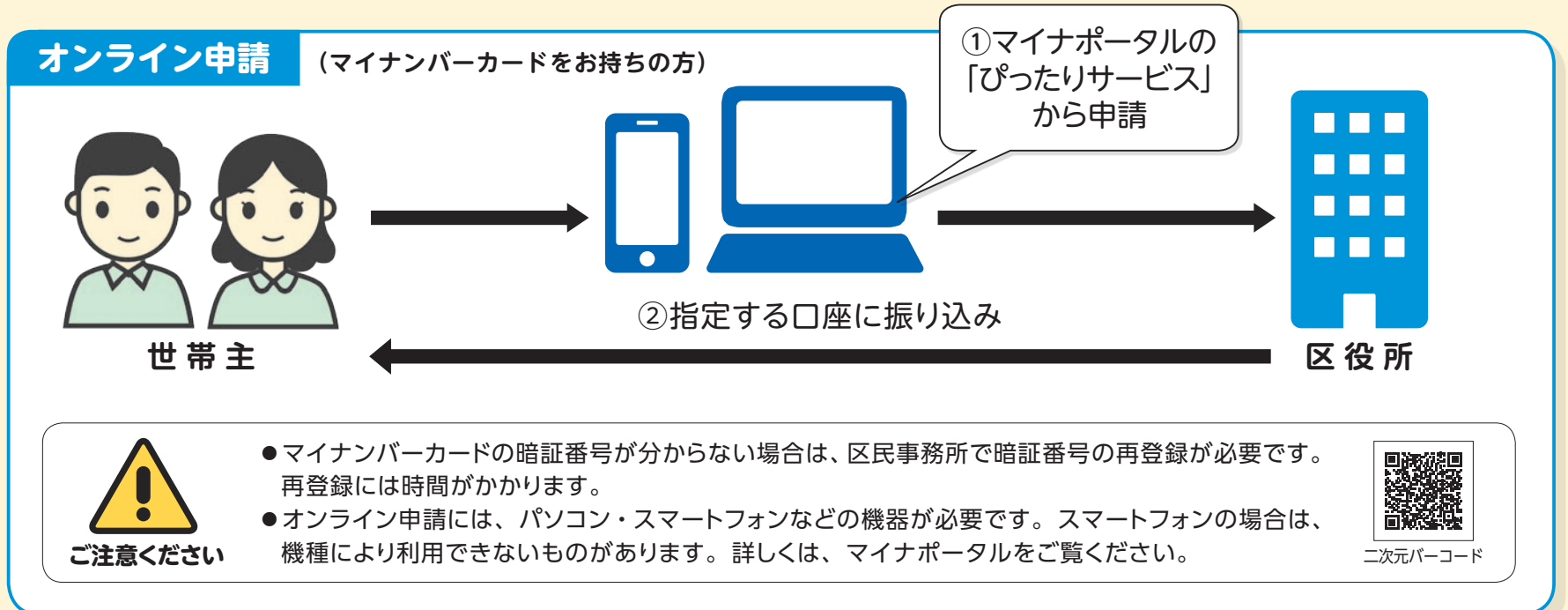
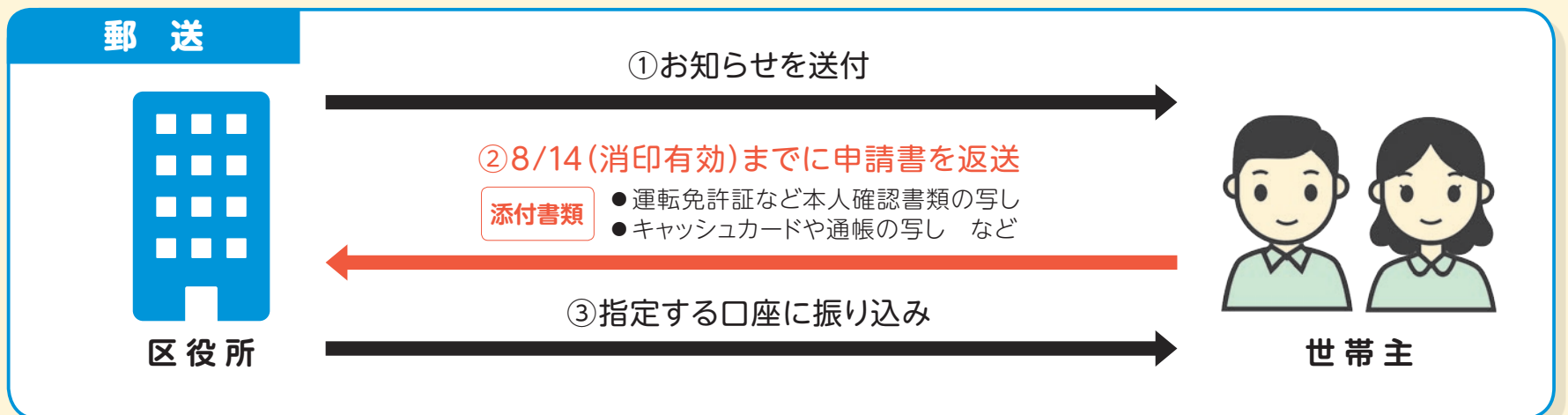


8/14(消印有効)まで!
特別定額給付金の申請を受け付けています



新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、1人につき10万円の「特別定額給付金」を支給します。区は、5月15日から順次申請書を送付し、申請を受け付けています。お知らせが届いたら、8月14日(消印有効)までに手続きをしてください。

- 給付対象者** 4月27日現在、練馬区に住民登録のある方
- 申請期間** 8月14日(消印有効)まで
- 給付額** **1人10万円**(1回限り)
- 受給権者** **世帯主**
※世帯主が代表してご家族の分を申請してください。
- 受取方法** **世帯主が指定する金融機関口座に振り込み**
※ご家族の分もまとめて振り込まれます。
 ※申請から給付まで**2週間程度**かかります。
 ※後日、支給決定の通知をハガキでお送りします。
- 申請方法** **郵送 または オンライン申請**



振り込み先の口座がないなど特段の事情のある方は、練馬区特別定額給付金コールセンターにお問い合わせください。

振り込め詐欺や個人情報の聞き取りにご注意を

区や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いしたり、給付手数料の振り込みを求めたりすることは絶対にありません。不審な電話がかかってきたり、郵便が届いたりしたら、区や最寄りの警察署、警察相談電話(#9110)に連絡してください。

▶問合せ:消費者ホットライン☎188(局番なし3ケタ)、新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン☎0120-213-188

特別定額給付金に関する相談窓口

- 練馬区特別定額給付金コールセンター
☎5984-1041
 (午前9時~午後7時)
- 総務省コールセンター
☎0120-260-020
 (午前9時~午後6時30分)

最新の情報は区ホームページをご覧ください

二次元バーコード